

令和6年9月定例会 経済委員会（付託）

令和6年9月25日（水）

〔委員会の概要 経済産業部関係〕

井村委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより経済産業部関係の審査を行います。

経済産業部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 最低賃金改正に係る緊急アンケートの結果について（資料1）

黄田経済産業部長

この際、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。最低賃金改正に係る緊急アンケートの結果についてでございます。

今回の調査は、去る8月29日に徳島地方最低賃金審議会において、最低賃金を全国最大となる84円引き上げ、980円とする答申がなされたことを受け、県内中小・小規模事業者への影響や賃上げに向けた課題、必要とする支援など、いち早く事業者の声を伺うため、実施したものでございます。

令和6年9月3日から9月10日までを実施期間として、御回答を頂いた113者の状況を取りまとめております。

まず、1の今回の最低賃金額に対する感想につきましては、1行目の全体では、青色の高い割合が67.3%で、黄色の妥当とピンク色のもっと上げるべきを合計した32.7%を上回っております。

また、2の最低賃金引き上げによる経営への影響につきましては、1行目の全体では、青色の大きいある、黄色のあるの割合が、合計で84.0%となっております。

次に、3の賃上げに向けた課題につきましては、1行目の全体では、価格転嫁が57.5%、次いで生産性向上が46.0%、賃上げの財源不足が39.8%となっており、物価や人件費等が高騰する中での価格転嫁や、賃上げのための財源確保が課題となっている状況が伺えます。

最後に、4の行政の支援の必要性につきましては、1行目の全体では、青色の必要であるが78.8%と多くの事業者が行政からの支援を必要と感じており、その支援内容として、補助金や支援金、給付金などの財政的支援をはじめ、減税や社会保険料率の低減や年収の壁対策などの回答がありました。

今回の調査結果を関係部局と共有するとともに、厳しい経営環境下にある県内の中小・小規模事業者が事業を継続できるよう、引き続き支援してまいります。

報告事項は以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

井村委員長

それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岡田（理）委員

先ほどアンケートの結果を報告いただきましたが、本会議におきましても今回の最低賃金の引上げに伴う小規模事業者、また中小企業の影響が大きいということで質問をさせていただきます。

最低賃金に係る緊急アンケートの結果について、アンケートを取られた対象の事業者の規模と業種を教えてください。

福岡経済産業政策課長

委員から、アンケートの対象とした事業者の規模や業種についての御質問でございます。

様々な規模、業種についての意見を反映させる必要がございますため、偏ることのないよう抽出し、アンケートを実施いたしました。

規模につきましては、従業員数が5名以下のところから200名を超える事業者、業種につきましても、機械部品製造や縫製業などの製造業、そして食品販売やガソリンスタンドなどの小売業、ホテル、飲食業、美容院などのサービス業といった多くの業種から抽出し、アンケートを実施したものでございます。

岡田（理）委員

それぞれ対象となるいろんな業種を調べてくれたという話なんですけど、最低賃金引上げは経営に大きな影響があると思いますし、アンケート結果では、全体として大いにある又はあるを合わせると85%という大きな数字が出ております。

最低賃金の影響を懸念している状況であって、おおむねこういう状況になるので本会議でも質問をさせていただいたところですけども、それを裏付けるアンケートをきちんとしていただいたところです。

私のところに寄せてもらっている声としては、中小零細企業の皆さんであったり、農業従事者であったり、雇用している方たちみんなが本当に困るというお話が多々あったというところで、それをアンケートの数として出しているのは非常に良かったかなと思うのです。

このアンケートを実施するに当たって、事業者から様々な意見があったと思うのですが、どのような意見が出されたのか教えてください。

福岡経済産業政策課長

そのほかに、どのような意見があったかという御質問でございます。

自由記載の回答では、現状が低水準であったとはいえ、今回の措置は余りにも急であるでありますとか、目安額を超える34円部分に対して支援が必要、また価格転嫁に応じてもらったとしても、価格転嫁後の価格での取引開始がおよそ6か月後となるため、その間の

支援が必要、また生産性向上やサービス、付加価値向上のための投資への支援が必要といった御回答がございました。

岡田（理）委員

それでは、今のアンケートの御意見を受けて、今後賃上げに向けた課題をどのように分析していかれるのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

委員から、課題の分析についての御質問でございます。

資料1の2ページに記載しております賃上げに向けた課題として、価格転嫁、生産性向上、賃上げ財源不足が挙げられております。

割合として一番多かったのが価格転嫁で57.5%、価格転嫁に応じてもらうには元請との交渉が必要となり、応じてもらったとしても、その価格が反映されるまでには一定の期間が必要となるというものでございます。

次いで生産性向上が46.0%となりまして、生産効率の高い設備や付加価値向上のための設備を導入し、少ない人員でも利益を上げることができるよう経営力を強化する必要があるという点。

3番目が賃上げの財源不足で39.8%、今回の最低賃金の改正により、全国で最大の引上げ額ということもございまして、事業者は賃上げ財源に不安を感じており、その点について支援を求める声が多く聞かれました。

また、持続的な賃上げに向け、その財源を確保するためにも、価格転嫁や生産性の向上を進めていく必要があると考えてございます。

岡田（理）委員

今日の資料でも、価格転嫁は平均57.5%という数字ですけども、業種によっては、サービス業では75%と非常に大きなものになっております。また、この課題のそれぞれのアンケート結果を見ますと、しやすい業種としにくい業種と、おっしゃられたように、何かを投資していても、それまでに非常に時間が掛かるので、即、今回の賃上げの対応ができるかがなかなか難しい業界があるというお話だったのですが、そんな様々な課題に対して、今後どのように県としては取り組んでいこうと考えられているのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

委員から、今後の対応についての御質問でございます。

まず価格転嫁につきましては、パートナーシップ構築宣言をはじめとする既存制度の周知徹底、厳格な法執行やチェック機能の強化といった点について、国に対し、しっかりと要望してまいりたいと考えてございます。

ちょうど昨日、知事から国に対して、その旨を要望していただいたところでございます。

次に、生産性向上につきましては、今定例会に提出しております補正予算、賃上げ応援！生産性向上投資促進事業において、生産性向上に資する設備投資について支援することとしておりまして、大幅な賃上げを行う場合につきましては、更に補助率を引き上げる

こととしてございます。

次に、賃上げ財源の不足につきましては、今回、最低賃金が大幅に引き上げられたことから、激変緩和措置として新たな支援策が必要との考えを本会議において御答弁させていただいたところでございます。

具体的には生活環境部において検討しておりますが、経済産業部におきましても、今回のアンケート結果を県民の声として真摯に受け止めまして、生活環境部と連携をしながら、制度の詳細について検討してまいりたいと考えてございます。

岡田（理）委員

本当に県内の中小企業さん又は小規模事業者さん、そして雇用している事業主さんたちが、今回の賃上げで雇用を切ることなく、賃上げがあってもそれぞれ継続して雇用を守って、その生業、そしてその業種、業界、仕事を守っていけるように、是非、丁寧な対策を取っていただきたいと思います。

そうすることによって持久力が付いてくれば、将来、その引上げに応じて、それぞれ転嫁していけるようになる支援を、是非お願いしたいと思います。

雇用される側の方にとっては、賃金が上がったことで非常にモチベーションが上がって、それぞれが頑張ってくれ仕事してくれる環境は整ったと思うのですが、雇用する側にすると、また違う問題があるというのが今回のアンケート結果にも出ておりますので、その結果に基づいて、たちまち11月から最低賃金適用になるというところで、あと1か月ちょっとしかないので、本当に困っている方たちに、早急に手厚く、そしてまた継続して生業ができるように、そしてそれが徳島県の経済の発展につながっていくような施策をしていただきたいと、改めて強く要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

地域商社について、もう一つ質問をしたいと思います。

新たな地域商社ということで、いろいろ話が出てきているのですが、今後少子化とか人口減少とか、国内市場の縮小が進んでいく中で、県内の事業者が国内又は国内だけでなく、海外の新たな市場も目指していくというところで、是非この商社というものが、それぞれの仕事をしていけるような仕組みになっていけばいいなという質問なんです。が、販路拡大とか開拓をしていくところは、県がうまく取引をしている地域じゃなくて、新しい国であったり、新しいエリアであったりというところに販路拡大を求めて、当然そのリサーチをかけていくのが、この商社の一つの役割であろうかと思います。

そうなった場合、今まで取引があるところではブラッシュアップをしていただくという部分もありますし、また海外、香港とかシンガポールとか、既に日本食の輸出の実績があって、更に、それに上乗せて日本食のブームがやってきている地域に関しては、更に徳島県から攻めていくという体制を取るためにも、新たな地域商社に活躍していただきたいと思うのですが、そのあたり、バックアップ体制として、この商社はどういう役割と考えられていますか。

高尾商務流通室長

新たな地域商社に係るバックアップについての御質問でございます。

委員お話しのとおり、特に海外市場の販路開拓におきましては、まずはその国の政治情

勢や市場の状況、国民性や商習慣など、事前のしっかりとした情報収集と、それに基づいた商品づくりや、それを踏まえたテストマーケティングといった入念な準備が必要と考えております。

こうした調査は地域商社が行い、幅広く県内の事業者の情報提供することが、県産品の販路開拓において効果的であると考えております。

また、専門人材を配置する地域商社におきまして、収集した情報を踏まえた商品改良などについても支援をしてまいりたいと考えており、地域商社において、県内事業者のバックアップの役割を果たしてまいりたいと考えております。

岡田（理）委員

是非、県内事業者が海外に進出したい、していきたい、またした場合にある程度の見通しを立てられるようなサポートを、しっかりと地域商社が担っていただけるような組織を作り上げていただきたいと思います。

そしてまた、この間の中国の子供たちの事件であったり、世界中、平和な地域ばかりじゃないし、日本に今来ているインバウンドの方たちが一番に言うのは、日本は本当に安全な国というようなお話をされています。

安全な国で過ごしている私たちが、海外に対するリスクとか、危険度とかをどう察知していくかということも含めて、商社が現地調査に入るときに調べてきていただきたいと思います。

逆に言うと、地域商社の出張される方が、いろんな危険を伴っているとか、危険度が分からない地域に販路拡大を求めて行かれる場合には、その行かれる方の安全も守れるような、しっかりとサポートをしていただくとともに、県内事業者にとって、どういうリスクとか、メリット、デメリットという部分をしっかりと分析して、そこに出ていく価値があると分析した結果をお伝えいただくということが最終的な役割になるのかなと思います。

まずは、行かれる商社の方たちの安全が守られること、そしてきちんとしたリスク回避をできるような対策も考えること。それによってもたらされる新しい地域に、徳島が進出していく価値があるという判断になれば、それを実行していけるような、多面的に見た商社としての役割を担っていただきたいと思いますと思うので、是非しっかりとした運営体制をとれるようにしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

高尾商務流通室長

海外での情報収集の際のスタッフの安全確保についての御質問でございます。

海外市場などの情報収集をする場合には、関係者へのヒアリングや飲食店舗での試食など、地域商社のスタッフが直接現地へ出張するケースも出てくると考えております。

その場合には、委員お話しのとおり、日本とは環境が異なるということをしつかりと念頭に置いて、出張するスタッフが安心して現地での活動に集中できるよう、ジェトロの現地事務所などにも協力いただくとともに、現地での移動手段や宿泊場所における経費を適切に確保するなどして、職員の安全面には十分配慮した運営や仕組みを、先行事例なども参考にしながら、また回避対策なども含めて、しっかりと構築してまいりたいと考えてお

ります。

岡田（理）委員

是非、しっかりと構築していただいて、先ほどの最低賃金の話ではないですけども、徳島県内の事業者が、海外に販路を求めてきちんと持続可能な活動ができるように、そしてまた、その手助けができる役割等を担っていただけるような組織として構築していただいて、もう少し具体的な見える化を進めて。商社というのは、私はスーパーマーケットの代わりをするのかなと思ってたのですが、そうではなくて、今もお話がありましたが、新しい情報の収集をしてもらえる場所というところに商社を位置付けていくというお話ですので、しっかり県の利益が上がるような仕事をしていただける組織になるように期待をしておりますので、是非よろしくお願いします。

扶川委員

私も今の賃上げのことでお尋ねいたしますが、このアンケートで注目されるのは、上げ幅に応じた支援をしてほしいという意見で、私も一緒です。

制度の支援のやり方として、既に作られている賃上げ応援！生産性向上投資促進事業みたいなものは説明資料が出てますから、時間がないのであえて言いませんけども、要は設備投資をすることによって、投資額の賃上げが大きければ3分の2、そうでなければ2分の1を補助していこうと。

その計画を立ててもらって、産業振興センター内にあるとくしまDX推進センターが計画期間中、支援をしていくと。最終的にうまくいかない場合に、返すというようなことではないと聞いています。

これは、新規事業の制度でないので、昨年11月の補正予算で120件ほどあって、それで40件しか採択されなかった。まだまだ需要があるということで継続すると。

最初に確認しておきますが、今回の大幅な最賃の引上げで、以前から最低賃金の引上げを条件とした制度だったのですか。

福岡経済産業政策課長

この度の生産性向上の事業につきましては、最低賃金にかかわらず企業さんの賃上げに資するため、その財源を稼ぎ出すための生産性向上、そのための事業でございます。

扶川委員

11月の制度からそうだったのですね。分かりました。

問題は、本会議でも指摘しましたが、要は設備投資を前提とすると、設備投資をする体力がないようなところは対象にならないわけです。そういうところも含めて、これもアンケートにありましたが、設備投資の効果が後から出てくる、時間が掛かる、すぐには収益が上がらないことになるから一時金の支援が要ると。これも全く大賛成で、先に答弁があったのでいいなと思って、今のお話ではこれから制度の詳細を詰めていくということなんで、私なりの意見を申し上げたいと思います。

一つは、投資をしないところへの支援をする場合に、上げ幅に着目した、先ほども申し

ましたように、50円という目安額を超した部分について応援してほしいということもありますが、もっと零細なところは50円を超えなくても苦しいのです。

だから、上げ幅に一つ注目する。その中で零細に対しては手厚く配布をする。これは本会議でも言いました。逆に言うと、力があるところは上げ幅が大きくてもカバーできるじゃないですか。

私も、大きいところは上げ幅はそんなにないのかなと思っていましたら、よく調べてみますと、大企業でも非正規雇用があります。そういうところは、大きな会社でも必ずしも賃金は高くないと。

これは、国もやっていますけど、非正規を正規にしていくことによって賃上げを図る対策を取るわけで、経営がしっかりしていて体力があるところについては、じゃぶじゃぶとお金をあげる必要はないと私は思います。だから、中小企業に注目することが大事だと思います。

審査するに当たっては、経営状況というのをしっかり見て、賃上げをやったら赤字になって潰れてしまうぞと、あるいは非常に苦しい状況になるよというところを見て、ばらまきにはならない、しっかり効果的な制度にしていきたいと思います。そのあたり、どのようなお考えか教えてください。

福岡経済産業政策課長

今回、本会議でも答弁させていただいた新たな支援策につきましては、最低賃金の引上げに伴いまして、負担が増大する事業者の方々を支援するという意味も含めまして、委員からの御提案がありましたような点につきましては、制度設計において参考とさせていただきたいと考えてございます。

扶川委員

是非お願いいたします。

まずは、とにかく設備投資を前提としない、その上げ幅について着目をする。ただ、上げ幅だけじゃなくて、経営の状況もちゃんと見ていただく。

大企業については、むしろ正規化を促すような働き掛けをすべきだと、その点についてもう少しお願いをしたいのですが、私は過去、平成18年に本会議で議論したと思うのですが、確認してみます。平成18年の厚生労働白書は、非正規雇用の青年で婚姻率が低いことを少子化の原因に挙げました。

徳島県少子化対応県民会議の提言も、有配偶率の低下の原因として、雇用の不安定による経済的自立の困難さを指摘しました。

正規雇用の拡大は、正に日本の人口に関わる国家的な問題になっているとって差し支えがありませんということです。

県として、誘致企業の正規、非正規雇用の状況を調べてくださいということで求めたのですが、しなかったのですね。

随分昔から指摘されていたことを、今になって大変だ、大変だと言って、このときこれをしなかった人は、政治家もそうですけど、今の少子化に対して私は責任があると思います。

そういうことを繰り返さないために、力のあるところには力に応じた負担をお願いしなければいけないのです。

同一労働同一賃金というのは強制ではありません。労働局が指導できても、破ったところでペナルティはありませんよね。

法制度に問題があると思うのですけども、せめてしっかりお願いをして、県として正規雇用化を進めてください。

先ほど申し上げましたが、労働局も、非正規を正規にしたときの補助金を作っています。

例えばそのようなものを県としても作って、大きな企業も含めて、とにかく小さな企業ももちろんそうです。非正規を正規にすることを後押しする制度を作る。これは非常に効果的だと思いますが、見解をお伺いします。

福岡経済産業政策課長

委員から、非正規を正規化するための支援で、国のキャリアアップ助成金の正社員化コースというのがございまして、それについてかと思っております。

非正規労働者の正社員化などの取組を実施した事業者に対して助成金を支給するものでございまして、加えて生活環境部の労働雇用政策課におきまして、当該助成金に上乗せ助成をいたします正社員化促進支援助成金制度もございまして、経済産業部におきましても、こうした制度の周知を図りまして、生活環境部と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

扶川委員

労働雇用政策課でしたっけ、生活環境部のほうでないと、この問題が議論できない。ばらばらになっていること自体、私としては不本意でして、企業を誘致したときに、例えば正規の労働者を一定雇う場合は補助金を出しますという制度が昔からあります。これは私が平成18年に質問をしたときにもありました。今もそうだと思います。

しかし、それだけでは非正規雇用というのが減っていないのです。非正規雇用の状態を放置することが少子化につながるということは、今は本当にみんなが常識みたいに言うようになっている。当時はそうじゃなかった。

そんなことをしたら誘致企業に逃げられますみたいに言われたことがあります。当時も先見性がなかったです。

今こそ、もう少しインセンティブを与える強い後押しが要ると思いますので、県としても是非、そういう制度を考えていただきたい。

それから、県と大きな企業との間にはいろんな連携・協力体制もあるし、寄附をしていたらいいと思います。

寄附を廃止できると済みますけど、これは企業にとってはさっきの設備投資も一緒です。一回、正規にしてしまうとずっと経費が掛かるから、よほど後押しがなかったらやろうとしません。

そこら辺の取組をお願いするし、国に対しても、もっと同一労働同一賃金とか、そういう制度を徹底するように、要望を上げていただきたいと思います。

県としての取組ないし国に対する要望については、やっていただけませんか。

福岡経済産業政策課長

委員から御提案いただいた点につきましては、生活環境部とも情報共有いたしまして、しっかりと議論をした上で、必要であれば、国に対する要望にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

仁木委員

私からは2点、質問させていただきたいと思います。

まず、最低賃金引上げの関係でお聞きしたいのは、大体で結構なんですけども、本県の正規・非正規雇用の労働者数というのは、どれぐらいに見込まれているのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

直近の、令和3年の経済センサスから諸条件を加味した上で抽出し、中小・小規模事業者の労働者の数を推計いたしますと、約16万5,000人と考えてございます。

仁木委員

その前提で申し上げましたら2万160円。この数字って何か分かりますかね。

私がざっと計算した、今回の本県の賃上げの部分で行政や政治が責任を持って行うべき施策の予算額であると思います。

それ掛ける、先ほどおっしゃっていただいた15万人、そういった予算規模が用意されているのかどうかというところで、具体的に2万160円の詳細を申し上げましたら、先般の事前委員会でも私は申し上げましたけども、上げ幅は全国最大ですが、全国の平均は55円ぐらいです。

一番安いところで50円、一番高いところで59円。本県において、その分を差し引いた80円まで行く場合においては21円の幅が他県と比べて多いわけですから、その分をとというのは、政治も行政も主導して、労働局に対してこの部分を要請した結果だと私は思っているわけなんです。

ですから、この21円を1日8時間の労働時間と換算して20日間、そして6か月、一人当たり2万160円。ここの部分について政治、行政が、しっかりと予算を組んでいかなければならない、そんな数字であると思います。

ですから、そういった観点で今回の閉会日に提出されます、いわゆる直接的な給付であれ何であれ、今、制度設計されているかと思いますが、この2万160円に労働者15万人の分を掛けた数字ぐらいの予算規模が望ましいと、私は思っています。

今回の予算規模について、そういった考え方が必要なのではないかと思います、その点、現状でどうなのかお教えいただければと思います。

福岡経済産業政策課長

先ほど中小・小規模事業者の数を16万5,000人の推計というお話をさせていただきましたが、全ての中小企業事業者の数を合わせたものでございまして、そこから申しますと、先ほど委員からも御指摘がありましたように、真に必要とされる部分についての支援とい

うのが必要になってくるのではないかなと考えてございまして、その対象の範囲についても詳細を詰めているところでございます。

仁木委員

先ほど確かに大企業もそう言っていましたけど、大企業でも経費の部分で、例えば電気代の高騰で大変切迫しているところもあるんです。

実際のところ、高圧電力の補助もほかの所管の部局ではやっていますが、大企業の中で、その電気代の値上がりだけでも一定の補助が見込めたら、その分は賃金に返しますという労使交渉の中での答えが出ている企業もあるわけです。

ですから、そういったことを考えたときに、中小企業が大変なのは分かるから、しっかり手厚くしなければいけない。いけないけど予算規模の最大限の見込み幅というのは、県が責任ある対応をするのであれば、私が申し上げたような計算式の下で、一定の方向性を組み立てていくときには必要な数字なのではないかと思うわけです。

例えば、先ほど15万人とおっしゃいましたが、本県において、労働人口というのは全部合わせたら35万5,000人ほどになってくるのです。先ほど申し上げた2万160円、合わせましたら71億円ということです。先ほどおっしゃっていただいた15万人というところを換算したら32億円なわけです。

コロナのときも私はこういったことを言いました。例えば危機管理調整費にどれぐらい積まないといけないかを計算してから言ったわけです。それで10億円というのをやってくれました。それと同じなんです。

危機事象で激変緩和に対応するための予算規模というのは、そういった枠をどう考えていくかが必要だと。そういった観点で今後、最終日に向けてする、又は必要があれば補正を組んだり、もろもろ、今回一回だけではなくて、しっかりと支援していくことが必要だと思いますけども、その点、御答弁いただけますでしょうか。

福岡経済産業政策課長

今後の取組についてでございます。

委員がおっしゃるように、中小・小規模事業者への影響を十分加味した上で、その施策というのは考えていく必要があると考えてございます。

まずは、閉会日において支援策を提示させていただきますが、加えて、こういった問題につきましましては、国においても検討すべき事項であると考えてございまして、地域において自由度の高い財政措置、例えば交付金の創設など、そういった点についても昨日、知事から国に要望していただいたところでございまして、そうした財源も実現するならば活用いたしまして、支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

仁木委員

予算規模については、この部分を起点に今後、私は議論しますから、その部分について、しっかりと策を講じられる際においては、そういった観点も踏まえてしていただきますようお願いしたいと思います。

次は地域商社です。私が確認したいことは何点かありますけど、簡単に聞いたら、今の

知事さんがやられているプロモーションの関係というのは1年半やってきて、十分評価しているのです。

そのプロモーション事業というのは、特に農林水産部が主体的にやってきていますよ。さきの事前委員会でも答弁いただきまして、全額で年間大体1億円のプロモーション事業を本県としてはやっているわけです。

この1億円のプロモーション事業の中で、私は各担当課が生産者と、また事業者と、その業界の皆さん方と密に連携を取って有効なプロモーションができている上に実質的な評価ができると、私は現地に視察に行ってみて分かりました。

その中で地域商社をこのように構えたときに、地域商社が売上げを見込むためには、プロモーションにおける部分を一括して受注していくことが運営にとって必要になってくる。

というのは、年間の維持に必要な経費を試算してもらいましたが、8,000万円ですか。この部分を売上げとして出してくるためには、県から毎年の委託料で出していくか、若しくはプロモーション事業を個別に受けていく部分で売上げを上げていくか、それか会員を増やすか、若しくは流通の間の手数料をどれだけ上げていくかということになってくるわけです。

最初のうちは、自分のところを通してからインポート、エクスポートされた場合においても、そんなことは大体かなわないです。そういった手数料だって思うように上がらないかもしれない。そうしたらどこでいくかといったら、委託料で帳尻を合わせてこななければいけないわけです。

委託料の受皿になることが分かったものなのかどうなのか、委託料の受皿として作られる地域商社なのであれば、一定分けてほしいのですよ。

各担当課、農林水産部がやっている事業を認めているからこそ、全部を地域商社に委託したやり方というのは、せっかく今までやってきたことを全部崩してしまうと私は思うわけなんです。

評価しているからこそ言っているのです。これが予算を付けて何の実績も上がっていないという話なんだったら、私は全部移行したらどうですかというわけなんですけど、評価しているからこそ、起案してちゃんとやっている皆さん方からしたら、士気も下がるでしょう。

どこの部分で線を引くかというのが私は気になるのです。全部いってしまうのか、でもそれぞれの分野によってしっかり線を引いてからやるんではないかという話なのか、そこら辺を聞かせてもらいたい。簡潔で結構です。ちゃんとそうやって分別してやるのか、守るべきものは守る、改めるべきものは改めるのかを聞かせてほしい。それが1点です。

もう一つについては、地域商社が設立されて以降、経費として年間6,000万円から8,000万円掛かっていくわけなんですけども、それを県がどこまで負担していくのかというところが気になります。その2点、お聞かせいただければと思います。

高尾商務流通室長

ただいま2点御質問を頂きました。

まず、これまで県が行ってきた事業についての、地域商社設立後の取扱いについてでございます。

委員がおっしゃるとおり、これまで経済産業部や農林水産部におきまして、展示会や商談会でのバイヤーなどへのPRや飲食店、スーパーマーケットにおける試食会など、県産品の国内外プロモーション事業を実施しており、取引につながるなど一定の成果を上げてきたところでございます。

これらの事業につきましては、県が主導して定めた実施方針や参加条件などの枠組みの範囲で委託事業者が管理運営するという形で実施しており、当然、県の職員もその中に入って事業者との連携などにも深く関わっておるところでございます。

また、事業者にご参加いただく際にも、出展料や渡航費などの実費は御負担いただく場合もありますが、それ以外の手数料などの御負担はなく、可能な限り事業者に参加していただきやすいよう、県が経費を負担して実施しているところでございます。

これらの事業については、地域商社設立後につきましても、県の事業として基本的には従来どおりの枠組みの範囲を踏まえまして、引き続き実施する予定でございます。

個別の事業について、例えば海外のプロモーション事業については、物産協会以外のところにプロポーザルで委託しているところもございます。そのあたり個別の事業について、全て地域商社に委託するというのではなく、これまでの実績なども踏まえて委託先については検討していくものと考えております。

もう1点、県が委託料としてどこまで負担していくのかという御質問についてでございます。

今回、地域商社の収支計画とも関係するところでございますけれども、これについては地域商社が自ら決定していく事項でございますので、数値的なところは飽くまでも県の試算として、精査しているところでございます。

令和7年度については、現在想定しているのは支出として3億円程度の事業規模を考えておりまして、それに対しまして地域商社としての収入が約1.5億円程度、県からの委託料として1.5億円程度と試算しております。

基本的には、県の委託料と地域商社の収入でもって運営していくものと考えておりますけれども、段階的に経済規模、取引規模も上げていき、地域商社自体の収入も増やしていくことで、県からの委託料をできるだけ抑制するような形で運営していきたいと考えております。

収支計画につきましても、そういった観点から、県の事業の効果が着実に事業者の取引拡大につながるような計画を、今後は地域商社において策定してまいりたいと考えております。

仁木委員

1.5億円が地域商社の売上げを見込んでいて、1.5億円が県からの委託料を見込んでいるという話です。

結局のところ、1.5億円の部分を企業努力によって売上げが上げられなくなってきた場合どうしていくかといったら、委託料を増やしていくしかないわけですが、委託料というのはプロモーションの委託料です。

そうしたら、自動的に経営が立ち行かなくなってきた場合は、県からの委託料の受皿になり得る可能性があるからこそ、私は言っているわけです。そういうことがないようにし

てほしいよね。分かりますか。

結局、作ったものは県の委託料の受皿になるだけの団体とは僕は思っていないから。手数料まで取るのでしょうか。そうではないですか。エクスポートもするわけではないですか。それに手数料を取るのでしょうか。

それだったら100%公益ですればと僕は思うわけなんです。そういう考え方もできるのに、今はそうやって分離していく、半官半民みたいな感じでやるという話なのだから、それだったらしっかりと制度設計するときにはしてほしいと思うのです。だってずっと1.5億円掛かるかもしれないわけではないですか。

結局、収入だって別のプロモーションの委託料でいくかもしれないではないですか。その点を心配しているから言っているわけなので、それを十分にとどめておいていただければと思います。

最後、確認ですけども、今言っていたようにエクスポートまでは地域商社がすると思います。次は、向こうの国、海外でのインポートがあります。今、県にやっていたいている仕組みというのは、向こうに行くと県がプロモーションするのに対して、プロモーションする段取りを向こうで違う企業に委託しています。

例えばフランスの場合はパソナがやっていました。パソナに委託して向こうの商談会とかを設置してもらった。でも個別の向こうのインポーターの段取りというのは、県がこれまで培ってきたつながりを生かしてやっていたりすると思うのです。

その部分の線引きで、どこが地域商社を担うのかといたら、僕はパソナがやっているようなところを担うべきなのではないのかなと思います。それとエクスポートするところを地域商社が担うというイメージが一番かなと思います。

一番大事なのは、この商社を通したらインポーターはここだけなんですよというのが一番困るわけです。インポーターはインポーターによって手数料が全部違うから。

エクスポーターを、ここを使えばインポーターまで限定されてしまう、競争原理が働かないというのは、半分公益でするのであったらそぐわないです。

今の県がやっているプロモーション事業は、各課が生産者の立場に立って、どちらがいいかというのをちゃんと相談した上で、インポーターをどちらでもいけるようにしてくれているわけです。今の県は、事業でやっているわけです。

だから、そうやって継続できるのかどうかというのが気になるのです。そこら辺だけ教えてください。

高尾商務流通室長

地域商社設立後の輸出、貿易に関する取扱いについての質問でございます。

委員がおっしゃるとおり、基本的にはこれまでの県が実施してまいった事業の枠組みの中で、当然、県の職員もその中に入って事業者様のサポートをしながら実施していくものと考えておりまして、その点については、仮に地域商社に委託することになったとしても変わらないものと考えております。

仁木委員

そういう答弁の言質^{げんち}を取れましたので、一旦安心して今回の予算は賛成させてもらいま

すので、よろしくお願いします。

川真田委員

私も最低賃金の追加補正予算に関して確認させていただきますが、その前に地域商社のことなんですけど、仁木委員がおっしゃっている部分は分かりますが、結果を出すというところでございますので、スタート前からがんじがらめにする必要性はなくて、多少のトライアンドエラーを繰り返して、私は進めて行っていただきたいなという思いがございます。これは感想だけでございます。

本日の最低賃金改正に係る緊急アンケートなんですけど、先ほど岡田委員からもありましたが、多種多様な業種、また大企業から中小・零細企業までの、いろいろな規模の中でアンケートを取っていただいたというところで、もしかしたら私の聞き逃しかもしれませんが、徳島県内の地域性というのは何かバランスを考えられている部分はありますでしょうか。

福岡経済産業政策課長

地域につきましても、偏りのないように商工会であるとか商工会議所ベースでの地域で企業を抽出してございます。

川真田委員

公平なアンケートということなんですけど、そう考えた場合に、私の主観が入りますが、最低賃金に対する感想であったり、2 番の経営への影響のほとんどないとか妥当であるというところは、徳島市内の企業さんが多いのではないかなと私は思っております。

同一業種、同一労働でも、元々の自力の差があるというのは間違いないことであって、ここはまた希望なんですけど、地域差というのも、制度設計において細分化するのは非常に困難ではあると思いますが、県下全域が同じ条件で同じように苦しんでいるのではないということだけは認識していただきたいたいという思いを伝えさせていただきまして、私の質問を終わります。

達田委員

緊急アンケート結果ということで出していただいておりますのでお尋ねいたします。

見ますとほとんどの事業者さんが、今回の最低賃金は高い、そして影響が大きいということなんです。

ですから、どうしても行政の支援が必要だということはよく分かるのですが、賃金の引上げにつきましては、事業者にどのような支援をするのかというのが今、注目を集めておりまして、全国から私のところにまで問合せが来るのです。

どういう支援策になりましたかと聞かれるのですが、全然まだ出ていないので分かりませんと答えしているのですが、実は先日の京都府議会の私どもの代表質問なんですけど、徳島県は大幅な賃金アップをしましたということで聞かれています。全国的に非常に注目を集めておりますので、支援策が全国の注目に値するような、いい支援策になるようにと願っているわけなんです。

一つは、徳島県の最賃引上げが今、全国でも注目されている中で、徳島県の経済にとってどういうふうがいい方向に進んでいくのか。賃金は、経済に与える影響がものすごく大きいので、ここの委員会で十分な審議を尽くすべきではないかと思ったのですが、同じような思いを持っている方もいらっしゃると思いますので、あえてお伺いいたします。

今は企業が本当に大変だと思います。時給アップによって、労働保険料とか社会保険料も事業主負担も上がってきますよね。賃金だけではなくて、いろんなものが上がってくる、この年額の負担増になる分というのはどれぐらいと見積もっているのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

賃金の引上げに伴います事業者負担についての御質問かと思います。

事業者負担につきましては、賃金の引上げ額に影響を受けるものでございまして、引上げ額は事業者ごとに違ってまいりますので、なかなか一概に把握することは難しいかなと考えてございます。

ちなみに労働保険でありますとか、社会保険などの事業主負担は、合わせると約15%程度となっておりますので、引上げ額の15%分が増加すると思います。

達田委員

最賃980円ということで、徳島県は小規模事業者さんが非常に多いということで、例えば小売業で従業員が5人程度の小さなところは非常に多いです。

そういうところで計算をしてみたんですけれども、給与、雇用保険、労災保険、健康保険、介護保険、厚生年金などの負担増、それから給与を入れて負担増となりますと、一人当たり19万528円。これは、小売業で従業員の方が45歳ということで計算しました。

従業員が5人いらっしゃったら年間95万2,638円の引上げ額になるということで、小さな事業者さんでは非常に負担が大きいということになると思うんです。

それについて、どのように支援をするかということが今、問われていると思うのですが、労働者は賃金を上げてほしい、しかし事業者は上がった影響は大変だというような状況で、これをどうとっていくかというのは大変なことなんです、このアンケートは、せっかく事業者さんにいろいろ聞かれて、113の事業者が回答されているということで、忙しい大変な作業だったと思うのです。

お聞きになった事業者で賃上げしますとお答えになったところは、どれだけあるのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

今回のアンケートにおきまして、直接的に賃上げをしますか、しませんかというような設問はしておりませんでしたので、現時点ではその数値は持ち合わせてございません。

達田委員

最賃が引き上がるということで、896円から980円になりますよということですから、少なくともこの分は引き上げなければ仕方がないのですけれども、そうではなくて、最賃以上

の賃金というところも多いわけです。

そういうところで賃上げができるのかどうか問われていると思うのですが、せっかくこれだけたくさんの方が答えてくださっているのなら、賃金アップをやりませんかということも聞いていただきたかったなと思います。

いろいろ賃金の引上げに関しましては、知事はこのままでは若者たちが県外に出てしまうというようなことをおっしゃっているわけなんです。

日本商工会議所の調査でも、今年度の賃上げを実施予定とする企業が74.3%と増加傾向にあるということなので、多分徳島県もそういう状況だと思うのですが、業績改善はしていないけれども、今いる従業員をつなぎ止めるためなど、もう仕方がないんだと、防衛的な賃上げというのが59.1%を占めているということなんです。

業務改善とかやっていないんだけど、どうしても賃上げは必要だと、このままでは辞められてしまうので賃上げするんですということが、アンケート結果に出てきている。特に規模の小さな事業所では、防衛的賃上げが64.1%になっているということなんです。

恐らく徳島県でも同じような状況で、賃上げはされるのだけど経営は厳しいということが続いて、このままでは賃上げ倒産するのではないかなというようなことも言われております。ですから、そういうところをきちんとフォローできるような対策が必要だと思うのです。

もう1点は、賃上げは必要なんですけど、なかなか企業としては厳しいというところもあるけれども、一方の労働者はどうでしょうか。最低賃金で人間らしい暮らしができるかといえば、若者たちがこの賃金で結婚して子供を持って育てていくことがなかなかできない状況になっているわけなんです。

民間のいろんな労働組合などが調査した結果、安心して暮らすためには時給1,700円は必要だというようなことが言われております。

しかし政府も最賃1,500円という枠を遠いかなたに追いやっている、なかなか手が届かないという状況なんです。

そういう中で、せっかくアンケートをしているんですけれども、一体幾らであれば普通の暮らしができるのでしょうかというような、労働者の暮らしについてのアンケートはしていないのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

当部ではそういった趣旨のアンケートはしてございません。

達田委員

できましたら徳島県の、特に若い労働者を対象にアンケートをしていただけたらと思うんです。

最賃ぐらいのレベルで働いているという方、若い人、それから障がい者の方とか、高齢者の方とか、社会的に弱い立場の人が多と思うんです。

そういう方たちが安心して暮らせるような状況になるためにどうしたらいいんだろうかということで、事業者だけでなく労働者の生活実態も調べるような調査を是非行っていただきたい。庶民の懐が温まるということが地域経済が回っていく一番大きな基になります

ので、それを把握することは大事だと思うのです。

そういう調査を経済関係のアンケートとしてする必要があると思うんですが、どうでしょうか。

福岡経済産業政策課長

その点につきましては、生活環境部とも情報共有をいたしまして、検討又は参考にしてまいりたいと考えてございます。

達田委員

是非、労働者の実態を調べていただきたいと思うんです。

徳島県内にも働こうと思えば職場はあるんですけども、どうしても賃金の高い県外に流れて行ってしまうということで、若者の流出が止まらないと言われております。

そういうことを防いで、県内で働いていただけてお金が県内に回っていくためにも、労働者の実態を調べる、そして事業所の実態も調べる。どこに支援をしたらいいのかということもきちんと把握するためにも、そういう実態をきちんと明らかにしていただきたいなと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

そして最低賃金なんですけれども、現在の最低賃金でも最賃以下の時給で仕事をしている方がいらっしゃるわけなんです。そういう方々は今、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

委員から、現在の最低賃金に達していない、896円未満ということになるかと思えます。

先ほど仁木委員の御質問の中で御答弁させていただきました、直近の令和 3 年の経済センサスから諸条件を加味した上で抽出し、中小・小規模事業者の労働者の数を推察いたしますと、約16万5,000人ということでございます。

それに加えて、労働局が抽出調査をいたしました令和 6 年の資料によりますと、896円未満の労働者の割合は率にして1.17%ということでございます。飽くまで目安ではございますが、先ほどの労働者数にこの率を掛け合わせると約1,900人と推計されます。

達田委員

そうしますと、最賃が980円になりますが、980円未満の数というのは分かりますか。

福岡経済産業政策課長

労働局が同様に抽出調査しました令和 6 年の資料によりますと、980円未満の労働者の割合というのは率にして27.36%でございますので、先ほどの労働者数と掛け合わせると、飽くまで目安ではございますが、約 4 万5,000人と推計されます。

達田委員

そうしましたら、最賃以下で働いておられる方々というのが、徳島県では500円から

600円未満、これが2人とか人数が出ているんですけれども、これは特別な状況ではないかと思います。

900円から980円未満、それから800円から900円未満と段階ごとに人数が出ておりますけれども、この中で今おっしゃった方々、非常に安い賃金で働いている方々の賃金の底上げをして、最低賃金に届くようにする支援はなされるのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

先ほども答弁させていただきましたけれども、新たな支援策につきましては生活環境部と共に連携しながら、その制度の詳細について検討しているところでございます。

達田委員

どんな労働も非常に尊い労働をなさっておりますので、最賃が守られるように支援をしていていただきたいなと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

それと人材確保でいきますと、人材確保のためにも従業員の暮らしを守るために賃上げを行いたいということがありますけれども、今回の支援策で人材確保のために残ってほしいというような状況の事業所もたくさんあるかと思うんですが、この点で新しく取組や対策はされるのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

人材確保についての御質問かと思えます。

人口減少などを受けまして、これまでも県における人材確保策というのは、様々な部局においても実施してきたところでございまして、今後においても、そういった取組というのを引き続き強力に推進してまいりたいと考えてございます。

達田委員

人材確保といいますと、若い方はもちろんなんですけれども、高齢者の方で働ける方、元気でまだまだ働ける方もたくさんいらっしゃると思います。

そういう様々な方々が安心して働けるような対策を取っていただきたいと思うのですが、そういう中で年を取っているから賃金は安いではなくて、きちんと賃金レベルを確保できるという対策を取っていただきたいと思うのですが、安く労働させられないような対策はあるのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

労働雇用問題に関する御質問かと思いますが、所管が生活環境部になろうかと思えますので、申し訳ございませんが答えは持ち合わせておりません。

達田委員

今回の議案でも人材確保策ということで、いろんな分野で、事業所であれ農業分野であれ、いろんなところで対策をやり出すということが出ております。

だからそれはここだけ、これは生活環境部ですとかではなくて、全庁を挙げて対策を講

じていけるような、そういうのが必要ではないかと思うんです。

賃金にしろ人材確保にしろ、それは生活環境部ですと言われると、ここでは非常に大事な経済の問題なのに取り上げられないとなってしまうので、是非全庁的な問題として、せめて生活環境部と経済産業部で連携して、そういう問題を県民に示せるようにしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

福岡経済産業政策課長

人材確保についての御質問でございまして、生活環境部をトップに、全庁横断的に人材確保対策についてのワーキンググループを設置してございまして、その中で各部局それぞれの所管する部分について議論するとともに、総括的にも生活環境部のほうで把握していると考えてございます。

達田委員

議論はここではできるのですか、できないんですか。

私は、経済の問題だと思うんです。何人の方がここで働いているのかとか、賃金がどれだけかとか、大きな問題ですよ。

庶民の懐を温めて、そして購買力が高まると。どれだけ人材確保ができて県内で働いてくれるのか。それって経済の問題で、ここで議論する問題ではないかなと思うんですけれども、なぜそういうふうに分けているのか理解できないのです。そういう議論ができるように、是非していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

それで先ほど質問も出たのですけれども、一つは今回も議案として出ておりましたが、賃上げ応援！生産性向上投資促進事業も賃上げ応援には違いありません。先ほどもおっしゃったように、最賃の問題とは別だということですが、賃上げには違いありませんが、非常に少ない企業さんしか当てはまらないというような状況です。

これを申請しやすくすることも大事ではないかと思うのですけれども、この事業が非常に難しいというようなことでは、なかなか申請するところも少ないのではないかと思うのです。これは国に対しても、きちんと様々な事業者さんが使いやすい制度に改善してもらいたいという要望もしながら、県としてもPRを頑張るとか、いろいろやるべきことがあるのではないかと思うのですけれども、その点もう一度聞かせていただけたらと思います。

福岡経済産業政策課長

支援策等々の取り組み方について、まず県だけでなく国においてもこういった中小・小規模事業者への支援策というのは多々ございまして、事業者の方からは使いにくい、申請がしにくいといった声も聞いているところでございます。

ですので、ちょうど昨日、知事が国へ要望に行った際に、既存施策の要件緩和であったり、柔軟な運用といった点も要望させていただいているところでございます。

達田委員

このアンケートの中でも様々な御意見が寄せられていると思いますけれども、中小企業とか小規模事業者を対象とした消費税の減免措置であるとか、社会保険料の事業主負担分

の免除・軽減、賃上げ原資の確保、確保につながる直接的な今回行われるような支援策、行政がよい支援を行っていただきたいと思うのです。

そして設備投資とか人材育成投資等を伴わなくても活用できる、要件が緩和された、いい制度であるようにと願っておりますので、是非そういうところを御配慮いただいて、いい制度を提出していただけるようお願いして終わります。

井村委員長

先ほど来、最低賃金の引上げについて質疑していただきまして、気になった点が1点ありましたので、教えていただきたいと思います。

中小企業さんへの支援につきましては、それぞれ説明を頂いて、資料にある課題の中で、企業さんからいろいろ課題も出ているのですが、労働時間の制限、年収の壁というのも出てきております。

それぞれ今日も企業さんの話をされておったのですが、雇われている従業員の方から、この度、急に賃金が上がったことで、旦那さんの扶養に入っていて130万円の壁に掛かるので、12月にシフトに入れないという相談がありました。

来年1月から時給が上がっていく中で、事業者さんがその方を雇ったら当然、年末にはその壁が来たら入れなくなるのであって、幾ら企業さんに手厚い補助をしても人材がいなくてシフトが回らない、入りたいくても入れないということが出てくる。実際にこの年末に出てくる事業者さんもあるのですが、それは国の施策なので県にどうなのですかと言っても、なかなか仕方のないこととは思うのです。国のほうでも130万円の壁の見直しをやっていると聞いたような気がするのです。

実際、これだけ賃金が上がってきて来年もこういう影響が出てくるという中で、国の流れを当然知っておかなくてはいけないのかなと思うのですが、分かる範囲でいいので、そこらの流れを教えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

福岡経済産業政策課長

年収の壁についての御質問かと思います。

委員長がおっしゃいますように、国においても年収の壁についての問題というのは認識しているところと理解をしております。国においてもその議論が既に始まっているところかと思えます。

年収の壁につきましては、国のほうも支援パッケージといたしまして、キャリアアップ助成金の処遇改善コースにおいて、その増える負担についての支援をしているところでございます。

県においても、そういった国の議論を加速させるためにも、時期を捉えて要望などをしていく必要があるのかなと考えてございます。

井村委員長

その処遇改善で、それぞれ手当とかで時給が上がって、所得が変わってというのは当然ある中で、所得の上限を150万円なり、160万円なり、200万円なり、上限を緩和してあげなかったら、旦那さんの扶養に入りながら来年仕事したくてもシフトに入れない。実際、

130万円でもいいという方であれば、時給が上がれば仕事量が少なくてそれだけ入る。それはいいだろうけど、そうではなくて150万円、160万円、200万円にしてあげることによってシフトも回るし、企業さんも新たに人を雇わなくても済む。

人件費はあれでも、現状このまま上限が変わらなければ、もう一人雇う必要が出てくる。そうしたら、幾ら手当をしても人材が集まらない、シフトが回らないという事業者さんが恐らく出てくると思うので、そのあたり、我々も国のほうにもしっかり要望しなければいけないのかなと思うのですけれども、しっかり要望していただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経済産業部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経済産業部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で経済産業部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時56分）